

# 女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務 業務委託仕様書

## 1 業務名

女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略策定業務

## 2 業務目的

栃木県(以下「本県」という。)では、これまで栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」及び栃木県版第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生 15 戦略(第2期)」に基づき、本県が将来にわたり、活力ある社会を維持していくため、2060年に総人口150万人以上を確保することを目標とし、東京圏からの移住・定住や関係人口の創出・拡大、産業の振興による地域経済の活性化、結婚や子育て支援の充実等、地方創生の取組を進めてきた。

しかしながら、人口減少・少子高齢化は依然として進行し、特に20代前半を中心とする若年女性の東京圏への転出超過は未だ顕著となっている。この要因としては様々なものが想定されるが、本県の産業構造や雇用環境を反映した、東京圏での就職等が一つの要因であると推測されることから、本県での就業や東京圏からの転入を促進するための効果的かつ実効性のある施策を立案することが必要不可欠である。

このため、まず、東京圏及び本県在住女性の現状や女性を取り巻く環境の変化、課題、雇用・働き方についての多様なニーズ、及び本県を取り巻く環境等を調査し課題等を整理・分析する。

その上で、東京圏への女性の転出超過の改善のためには、どのような女性像を施策のターゲットとし、当該女性像に対して県としてどのようなステークホルダーと連携し、どのような施策を講じていくべきか、その方向性と具体策を設計するとともに、目標とする将来像の実現のためには、どのような工程で進めていくことが本県の飛躍にとって効果的なのかを分析、検討、整理する。

上記分析等を通じて、本県の地域特性や強みを生かすとともに弱みに的確に対応し、女性のニーズ等を踏まえた雇用・産業を創出することにより、転出超過の抑制に寄与するとともに、本県産業の更なる振興につなげることを目的として、戦略を策定することとする。

## 3 履行期間

契約締結日から令和6年3月8日(金)

## 4 履行場所

栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 栃木県産業労働観光部産業政策課

## 5 計画準備

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について適切かつ詳細な作業実施計画書を立案し、栃木県の承認を得ること。

なお、令和6年度当初予算編成のために必要となる資料の調製のため、令和5年8月末までに、令和6年度に新たに取り組む施策案の基本設計(事業スキーム、必要な経費の概略積算等)を含む中間報告を行うことができる工程とすること。

## 6 業務内容

受託者は、本県の立場に立ち、以下の項目を誠実に履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行し、県や外部有識者の意見等を的確に反映して実効性のある戦略の策定を行うこと。

なお、戦略の策定にあたっては、幅広い関係者からの意見を聴取することが必須であることから、県との協議により、必要に応じて検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

### (1) 基礎情報の把握・収集、整理、仮説設定

ア 人口動態、転出入、UIJターンの状況、産業構造、雇用環境のほか、本業務の遂行にあたり必要となる各種統計資料及び計画など、既存資料の把握・収集・分析等を行うこと。

イ 国や本県、他県先進事例等の現状を把握するとともに、本県の強みや弱み、課題等を整理、分析すること。

ウ 外部有識者、本県関係部局、県内企業、県内団体、その他必要な外部機関へのヒアリング等を行い、その結果を整理・分析し、検討の方向性の精緻化を図ること。

### (2) 環境調査、分析

#### ア 外部環境の把握

政治的・経済的・社会的要素や、デジタル化の進展による産業構造の変化等を中心に、本県を取り巻く中長期的な環境の変化を調査、整理、分析すること。

#### イ 競争環境の把握

産業構造、居住環境、子育て環境などに関する昨今の女性の動向等を踏まえ、本県と近隣他県がどのような競争環境にあるか調査し、整理・分析すること。

#### ウ 女性等における職業観や就業に関するニーズなどを含む意識等の把握

効果的な調査となるよう、年齢や居住地、現在の職業・職務内容等により、県外及び県内から対象者を抽出するとともに、形式的な調査となることがないよう対象者の真意を可能な限り引き出すための工夫を行うことによりアンケート調査等を行い、結果について分析、整理すること。

なお、県内、県外別に調査の母集団及び回収率等は統計上有為な規模であることを必須とし、その根拠を明示すること。

エ 分析結果を踏まえた外部有識者、本県関係部局、県内企業、県内団体、その他必要な外部機関へのヒアリング等を行い、その結果を整理・分析し、調査の精緻化を図ること。

### (3) 戦略の方向性検討

- ア 6(2)の結果等を踏まえ、本県の転出超過の現状を改善するために効果的な女性の属性を明確化するため、各種属性により分類(セグメンテーション)を行うこと。
- イ 分類した女性像の中から、本県の特徴や強み等を踏まえて、転出超過の抑制に効果的なターゲット像を絞り込み(ターゲティング)、施策の対象等を明確化すること。
- ウ ターゲットとする女性像について、本県の特徴を踏まえ、他県との差別化要因、取組の方向性を整理・分析すること。
- エ 分析結果等を踏まえ、外部有識者、本県関係部局、県内企業、県内団体、その他必要な外部機関へのヒアリング等を行い、その結果を整理・分析し、戦略の方向性の精緻化を図ること。

### (4) 令和6年度以降に取り組むことが効果的な具体的施策案の検討、設計等

6(1)から(3)に掲げた検討フローにより、女性に魅力ある新たな雇用や産業の創出等による本県の飛躍に向け、国の施策や本県の特徴を踏まえ、具体性・妥当性・実現可能性を有するとともに、効果的かつ経済性を考慮した新規性、独自性、実効性のある施策案等を検討、設計すること。施策の設計に当たっては、事業スキームやステークホルダーごとの役割等を詳細に設計するほか、必要となる事業費についても詳細に積算すること。また、既存事業の効果等についても検証を行うこと。

なお、令和6年度当初予算編成のために必要となる資料の調製のため、令和5年8月末までに、下記ア及びイの基本設計(事業スキーム、必要な経費の概略積算等)を含む、下記項目に係る考え方や方向性について中間報告を行うこと。

- ア 令和6年度以降に実施することが効果的な新規事業案(設計する事業の数(複数を前提とする。)や内容については、調査の結果等を踏まえ、県と協議の上決定すること。ただし、他自治体がすでに取り組む施策と同様の施策を単に横展開する案は認めない。)
- イ 既存事業のうち、事業スキーム等の改良により効果、実効性が向上する施策の整理と改良後の施策案
- ウ 既存事業のうち、継続して実施することにより効果を見込むことができる施策案の整理
- エ その他の事業の整理
- オ アからエについて、ターゲットとする女性等にとってニーズが期待できる施策となるよう効果的な手法により検証を行うほか、外部有識者、本県関係部局及びその他必要な外部機関へのヒアリング等を行い、施策案の実効性等について精緻化を図ること。
- カ 国等の施策との重複回避、整合性の検証等を行い、合理化を図ること。

### (5) 戦略の策定

6(1)から(4)を踏まえ、現状(他地域との異同等含む)や本県を取り巻く中長期的な環境の変化、本県の女性の転出超過の改善に向けて目指すべき基本的な考え方、方向性、課題、ターゲットとする女性像、令和6年度以降に取り組むことが効果的な具体的施策案、目標、将来展望などを含む、定量的で効果的かつ実効性を有する事業戦略を策定すること。

## (6) 実行計画の策定

6(1)から(5)を踏まえ、概ね10年後を見据えて、施策の優先度や重要度に応じ、本県が目指す新たな雇用や産業等の創出に向けた各年度の実行計画を策定すること。

## (7) 本業務を遂行するために必要となる以下の業務

ア 本県関係部局からのヒアリングの実施と結果の整理、本業務内容への反映、連絡調整

イ 本業務内容に関して効果的な意見や新たな視点等を聴取できることが期待できる県内

外の外部有識者及び企業等の選定、ヒアリングの実施とその結果の整理及び本業務内容への反映、各者との連絡調整、謝金等必要な経費一切の管理及び精算等

ウ 令和6年度当初予算編成に係る資料作成及び調製の支援

## 7 提出物

(1)「女性に魅力ある雇用・産業の創出等に向けた事業戦略(案)」及びその概要版

部数 各50部(別途、電子データ(CD-ROM等:正・副各1部等)を提出すること)

※電子データは、Microsoft Officeで処理できるファイル形式で記録すること。

(2)本業務内容に関連して収集・取得した基礎情報、調査結果、バックデータ、その他戦略の根拠・裏付けとなるデータ及び関連資料

部数 各1部(別途、電子データ(CD-ROM等:正・副各1部等)を提出すること)

※電子データは、Microsoft Officeで処理できるファイル形式で記録すること。

(3)本戦略の検討内容を用いて、R6年度の事業化を目指すため、8月末までに業務内容の中間報告を行うこと。(中間報告の対象とする業務は、6(1)から(6)のほか、受託候補者特定後に協議して決定したものとす。)

(4)必要な資料等については随時提出すること。

## 8 業務条件

(1)本県の条例、規則等を遵守し、真に本県の立場に立ち業務の遂行にあたること。

(2)委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾を得ること。

(3)県及び外部有識者、県内企業、県内団体等の意見を、県と協議の上、適宜、検討内容に反映させること。

(4)G7広島サミットにおける男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が、令和5(2023)年6月24日、25日に本県で開催される予定であることから、本会合の結果について、県と協議の上、検討内容に反映させること。

(5)戦略及びその概要については、各種外部会議等からの意見等も踏まえる必要があることから、その過程で資料等に修正が必要となった場合は、適宜対応すること。また、本県内外に向けて分かりやすく説明する必要があることから、必要に応じ、記載内容を視覚的に把握しやすくするなどの工夫を行うこと。

- (6) 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、本県が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受注者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに返却すること。
- (7) 本業務の遂行上知り得た内容については、第三者に漏洩しないこと。
- (8) 本業務における調査結果データ、ヒアリング資料、分析資料、成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。
- (9) 打ち合わせ(Web会議形式を含む。)は、基本的に1月に2回の頻度で実施するが、協議の上、県が必要と判断した場合は随時実施すること。
- (10) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (11) その他、本仕様書の解釈及び本仕様書に記載の無い事項に関して疑義が生じた場合は、栃木県産業労働観光部産業政策課と受注者において、別途協議の上対応するものとし、議事録を作成し提出すること。